

第4章 添加物

第32条関係

(名称関係)

(添加物－1) エタノールを主要成分とする製剤の成分重量パーセントはどのように表示すればよいですか。

(答)

アルコール事業法（平成12年法律第36号）に定義されるアルコールで発酵アルコール（以下「アルコール」という。）は、一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものですので、一般飲食物添加物リスト（平成27年3月30日消費者庁次長通知別添 添加物2－3）の品名を表示してください。

また、エタノールは容量パーセントでなく、重量パーセントで表示してください。

なお、アルコールの製剤に変性剤として含まれている香料は、着香による不可飲措置のために用いられているものであり、着香の目的と解され、成分重量パーセントの表示は省略できることになっています。

(添加物－2) 窒素と二酸化炭素の製剤において成分分量はどのように表示したらよいですか。

(答)

使用時には、容量パーセントの表示が必要とされることから、容量パーセントの表示で差し支えありません。

(添加物－3) 2種以上のタール色素を混合した場合、原色素の純度は化学的に100パーセントではあり得ませんが、原色素の配合重量パーセントを表示すればよいのですか。例えば、純度85パーセントの食用赤色2号50パーセントと純度85パーセントの食用青色1号50パーセントを混合した場合、配合重量パーセントを解して「食用赤色2号50パーセント 食用青色1号50パーセント」と表示して差し支えありませんか。

(答)

そのとおりです。また、御質問の例の表示で差し支えありません。